

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



私たちが中高生にお勧めの本をご紹介します

図書館ヤングアダルトサービス

図書館では、中学生・高校生を対象とした「ヤングアダルトサービス」を行っています。読書から離れがちなこの世代にお勧めの本や人気の本を紹介し、読書の楽しさをアピールしています。

このサービスに、3人の高校生、藤井さん、新古さん、倉本さんがボランティアとして一役買っています。3人は中学生のころから活動を続けていて、中・高生向けの図書館ニュース『雨のち晴れ』を年4回発行しています。きっかけは、毎週図書館へ通う新古さんのお母さんの「毎週図書館へ通うなら何かお手伝いしては？」という一言からだそうです。

高校生ボランティアが、図書館情報紙の企画や制作を行っているというのは全国的にも珍しく、他に例を見ない取り組みとして文部科学省発行の図書館事例集で紹介されました。

『雨のち晴れ』は年4回発行され、図書館、市内の中学・高校に設置されているほか、図書館のホームページでもご覧になれます。

CONTENTS

- 国民健康保険は私たちの健康な暮らしを守ります …… 2～3
- 本物の舞台芸術／伝統文化こども教室 …… 4
- 第30回倉吉打吹まつり参加募集 …… 5
- ハートバリアフリー …… 6
- 平成19年度以降の個人住民税の改正 …… 7
- 遙かな町へ／スポレク鳥取2006 …… 8
- 地区の話題／シリーズ市民参画 …… 9
- 出かけてみよう …… 10～11
- インフォメーション …… 12～15
- あんしんファイル …… 16

国民健康保険は 私たちの健康な暮らしを守ります

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して治療が受けられるように保険料を出し合い医療費にあてる「助け合い」の制度です。他の社会保険に加入していない人や、生活保護を受けていない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。保険料は、この制度を維持する大切な財源です。

昨年度の国保特別 会計 決算状況

平成17年度の国保特別会計の決算状況は、歳入四十八億九千九百十二万八千円、歳出四十七億八千六百八十六万七千円で、歳入・歳出の主なもの、下の表のとおりです。決算の結果、平成18年度への繰越金は、一億一千二百二十六万一千円になります。

一人当たりの医療費 は四十三万四千円

平成17年度における国民健康保険者の医療費の総額（全医療諸費10割分）は、九十一億六千七百十萬四千円です。一人当たりの医療費は、四十三万四千円（対前年度4・2%増）になります。

今年度の保険料の 料率は

保険料は、

- ① 所得割
- ② 資産割
- ③ 均等割
- ④ 平等割

の4つを加えて算出します。

所得割は被保険者の前年の所得、資産割は被保険者の固定資産税（都市計画税は関係ありません）、均等割は世帯に含まれる被保険者の人数、平等割は一世帯いくらというように、それ

被保険者別では、一般被保険者二十三万六千円（対前年度5・9%増）、退職被保険者四十万円（対前年度9・0%増）、老人被保険者七十九万一千円（対前年度4・8%増）です。

それぞれの金額・人数に、料率を乗じて年額を算出します。

平成18年度の料率は、平成17年度と同じ率とし、料率は次のとおりです。

なお、平成18年度から介護保険分の賦課限度額が一万円引き上げられ、九万円となりました。

■医療保険分

▽所得割Ⅱ 6・3%

▽資産割Ⅱ 24・0%

▽均等割Ⅱ 二万二千元

▽平等割Ⅱ 二万円

○賦課限度額Ⅱ 五十三万円

■介護保険分

▽所得割Ⅱ 0・6%

▽資産割Ⅱ 5・5%

▽均等割Ⅱ 五千五百円

▽平等割Ⅱ 三千五百円

○賦課限度額Ⅱ 九万円

*40歳以上65歳未満の人は、医療保険分に併せて介護保険分を

国保特別会計の決算状況

歳入		(単位：千円)		
科 目	平成16年度	平成17年度	前年度対比	
保険料（税）	1,395,403	1,305,935	93.6%	
国・県支出金	1,784,127	1,885,694	105.7%	
療養給付費交付金	784,204	983,090	125.4%	
繰入金	310,207	250,023	80.6%	
前年度繰越金	439,859	371,015	84.3%	
その他	104,101	103,371	99.3%	
計	4,817,901	4,899,128	101.7%	

歳出		(単位：千円)		
科 目	平成16年度	平成17年度	前年度対比	
総務費	86,909	77,169	88.8%	
保険給付費	2,900,343	3,243,825	111.8%	
老人保健拠出金	1,086,829	1,033,470	95.1%	
介護納付金	256,420	310,679	121.2%	
保健事業費	27,299	23,570	86.3%	
その他	89,086	98,154	110.2%	
計	4,446,886	4,786,867	107.6%	

歳入 48 億 9,912 万 8 千円－歳出 47 億 8,686 万 7 千円
＝差引繰越額 1 億 1,226 万 1 千円

平成18年度 国民健康保険料 納付期限および口座振替日

	納付期限	口座振替日
1期	平成18年7月31日	平成18年7月25日
2期	" 8月31日	" 8月25日
3期	" 10月2日	" 9月25日
4期	" 10月31日	" 10月25日
5期	" 11月30日	" 11月27日
6期	" 12月28日	" 12月25日
7期	平成19年1月31日	平成19年1月25日
8期	" 2月28日	" 2月26日



納めていただきます。

■保険料の軽減

世帯の前年所得の合計額に応じて、均等割額と平等割額が7割、5割、2割と減額される場合があります。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、保険証を返還して（保険証の代わりに『資格証明書』を交付します）、医療費をいったん全額負担しなければならなくなったり、有効期間の短い保険証の交付により、更新のため市役所に出向かなければならなくなるなど、厳しい措置を講じなければならなくなります。

退職者医療制度

会社などを退職し、年金を受けるようになった人と、その扶養家族の人は「退職者医療制

度」で医療を受けていただくこととなります。

■対象となる人

- ① 国保に加入している人
- ② 老人保健制度（老人医療）の適用を受けていない人
- ③ 共済年金や厚生年金の老齢（退職）年金を受けている人で、年金の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある人

■届け出に必要なもの

- ① 年金証書（加入期間・受給権発生年月が記載されているもの）
- ② 国保の被保険者証

医療費を大切に

一人当たりの医療費が、平成17年度は、前年度と比べて大きく伸びています。

医療費が増えると、給付の費用を補うために保険料の引き上げなども考えられます。私たちの負担を増やさないためにも、日ごろから生活習慣の見直しや上手な受診を心がけ、医療費を節約しましょう。

■「生活習慣病」予防のために、肥満の解消・食事の見直し・適度な運動を行い、生活習慣を改善しましょう。

■定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

■かかりつけ医を持ちましょう。

■同じ病気で複数の医療機関にかかるのはやめましょう。

■薬をたくさん欲しいがるのはやめましょう。

■医師の指示を守りましょう。

※国民健康保険についての問い合わせ先は、国民健康保険課（☎22-8124 / FAX 22-2954）

こんなときは14日以内に届出を！

■国保に加入するとき

（必要なもの）

- 転入したとき
（転入する世帯が国保であれば保険証）
- 会社などの健康保険をやめたとき
（会社などの退職証明書・世帯が国保であれば保険証）
- 子どもが生まれたとき
（印鑑・保険証）

■国保を脱退するとき

（必要なもの）

- 転出するとき
（保険証）
- 会社などの健康保険に加入したとき
（国保と健保の保険証）
- 死亡したとき
（印鑑・保険証）

■その他

（必要なもの）

- 保険証を紛失したとき
（本人であることを証明するもの）
- 住所・世帯主・名前などが変わったとき
（印鑑・保険証）
- 就学などで子どもが他の市町村に住むとき
（保険証・在学証明書など）

◆加入の届け出が遅れると・・・

加入資格を得た月（届け出をしたときではありません）にさかのぼって保険料を納めることになります。

◆脱退の届け出が遅れると・・・

資格がなくなった後も保険料を二重に納めることになります。

「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの人へ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月末までです。

負担割合を、前年の所得で判定し直して、有効期限を更新した高齢受給者証を、7月下旬に郵送いたします。

「老人医療受給者証」をお持ちの人へ

老人医療受給者証には有効期限はありませんが、前年所得で負担割合を変更するため、毎年この時期に判定し直します。

負担割合が変更になる人のみ、変更後の受給者証を7月下旬に郵送いたします。

平成 18 年度 文化庁 本物の舞台芸術体験事業

日本唯一のプロ合唱団 東京混声合唱団

TOKYO PHILHARMOMIC CHORUS

「アカペラ コンサート」



2006年、創立50周年を迎えた日本唯一のプロ合唱団『東京混声合唱団』が倉吉未来中心に初お目見え！

国内・外にわたり数多くの公演を重ねるなど、その数々の実績は、世界的にも高い評価を受けています。

当日は、上灘小学校合唱団がステージ上で指導を受けるなど、子どもたちをはじめ多くの人に、本物の舞台芸術を鑑賞・体験していただく絶好の機会です。感動のステージをぜひご覧ください。

と き 7月25日(火) 午後1時30分～3時30分(終演予定)
〔開場：午後1時〕

と ころ 倉吉未来中心 大ホール
内 容 第1部 世界の合唱名曲 第2部 日本の合唱名曲
上灘小学校合唱団の合唱指導

出演＝東京混声合唱団(1956年、東京芸術大学声楽科の卒業生により創設された日本唯一のプロ合唱団)、指揮＝大谷 研二、尺八＝関 一郎

入場料 無料(ただし、入場整理券が必要です)

整理券取扱所 倉吉交流プラザ、倉吉未来中心、市民参画課(市役所本庁舎4階)

対象者 小学生～高校生と、その保護者および家族

※小学生は大人の引率でおいでください。(送迎のみでも可)

※問合せ先 市民参画課(TEL 22-8159/ FAX 22-8144)

日本の誇る伝統文化をやさしく、楽しく学んでみよう！

「平成18年度 伝統文化こども教室」参加者募集！

(財)伝統文化活性化国民協会による「伝統文化こども教室」(文化庁委嘱事業)の助成を受けて実施するこどもたちを対象とした各教室について、参加者を募集します。

【伝統文化いけばなこども教室】

と き 7月30日(日)から3月までのいずれかの
日曜日(全11回) 午前10時～11時30分
と ころ 倉吉未来中心 セミナールーム7
内 容 いけばなの歴史・実技指導、発表会 など
対 象 小学4～6年生、中学生(定員20人)
会 費 花材費 300円
申込・問合せ先
(財)小原流倉吉支部(引田) TEL 36-3470

【うつぶき茶道こども教室】

と き 6月から 毎月土・日のいずれか2日間
午前10時～午後3時
と ころ 倉吉茶道会館(倉吉市西福守町)
内 容 盆略点前の習得、お茶会 など
対 象 小・中学生(家族同伴でお願いします)
会 費 1人1回 100円
申込・問合せ先
茶道裏千家淡交会倉吉支部(山本) TEL 23-2228

【お手玉遊びこども教室】

と き 7月29日(土)から夏休み期間中のいずれ
かの日(全10回)
午前10時～11時30分
と ころ お手玉の館(倉吉市横田・久米中学校向かい)
内 容 お手玉の作り方・遊び方、発表会 など
対 象 小学5・6年生、中学1年生(定員15人)
会 費 無 料
申込・問合せ先
とっとりのお手玉の会(福田) TEL 28-0889

【倉吉市営武道館剣道教室】

と き 毎週月・水・土曜日 午後6時～8時
と ころ 倉吉市営武道館(陸上競技場東側)
内 容 剣道の実技指導、木刀による剣道形の習得など
対 象 小・中学生
会 費 無 料(ただし、保護者会費が必要)
申込・問合せ先 倉吉スポーツセンター TEL 22-5674

【伝統文化こどもポテ茶教室】

と き 7月から毎月第2土曜日 午後1時30分～
と ころ 倉吉市小鴨児童センター
内 容 ポテ茶のお話、保存食作り、ポテ茶会など
各種交流事業 など
対 象 小学生(定員50人)
会 費 無 料
申込・問合せ先
市小鴨児童センター(山本) TEL / FAX 28-3396

【みんなが名人、子ども伝統文化教室】

と き 7月下旬から 平日の夜(午後7時30分～)
と夏休みの昼(4日間連続)
と ころ 倉吉体育文化会館研修室
内 容 華道、囲碁・将棋(全10回)
昔話、昔あそび(全10回)
対 象 小学生
会 費 無 料(ただし、華道は花材費300円が必要)
申込・問合せ先
NPO法人倉吉市河北地区スポーツクラブ TEL / FAX 22-9786

【博物館伝統文化子ども教室】

※ 詳細は、本紙P11に掲載しています。

※開催日時・内容についての詳細は、各教室にご確認ください。 問合せ先 市民参画課 TEL 22-8159